

船舶事故調査報告書

平成28年6月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	平成27年12月21日 06時20分ごろ
発生場所	兵庫県淡路市尾崎西方沖 尾崎港西防波堤灯台から真方位320° 3, 200m付近 (概位 北緯34° 31.2′ 東経134° 50.1′)
事故の概要	貨物船 ^{たいせい} 大政丸は、東進中、のり養殖施設に進入して同施設に損傷を生じた。
事故調査の経過	平成28年1月14日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 大政丸、199トン
船舶番号、船舶所有者等	129530、株式会社木下海運
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 のり網に破損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北、風力 2、視程 約3海里 海象：波高 約0.3～0.4m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、自動操舵により約9.0ノットの対地速力で播磨灘を北東進中、単独で船橋当直についていた船長が、右舷船首方に見えた街明かりを、明石の街明かりと思い、明石海峡航路に向かおうとして東進した。 船長は、船尾から異音がしたので、のり養殖施設に進入したことに気付いた。 船長は、出港前、自宅で休息をとれなかったため、本事故当時、疲労を感じていた。
分析	本船は、単独で船橋当直中の船長が、右舷船首方に見えた街明かりを明石の街明かりと思い込み、船位の確認を行っていなかったことから、明石海峡航路に向かうつもりで東進し、のり養殖施設に進入したものと考えられる。 船長は、出港前に休息がとれずに疲労を感じていたことから、覚醒水準が低下し、淡路島西岸の街明かりを明石の街明かりと思い込んだ可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、単独で船橋当直中の船長が、船位の確認を行っていなかったため、本船がのり養殖施設に進入したことにより発生したものと考えられる。

参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・できる限り疲労を残さないこと。
-----------	---